

人権条例制定の状況

1 人権条例等の制定状況（令和4年4月1日時点）

(1) 島根県内の市

ア 大田市（施行日：平成26年8月1日）

(2) 中国五県内の市（島根県除く）

ア 鳥取県（2市）

（ア）鳥取市（施行日：平成23年4月1日）

（イ）境港市（施行日：平成7年3月31日）

イ 広島県（1市）

（ア）福山市（施行日：令和3年9月30日）

（イ）安芸高田市（施行日：平成18年3月27日）

ウ 岡山県（1市）

（ア）笠岡市（施行日：平成14年4月1日）

※中国五県全54市の内、6市（11.1%）が制定

2 包括的な人権条例で定めている主な項目

上記の5市以外に、参考のため平成30年以降に制定（一部・全部改正含む）した10自治体（いずれも市）の条例を抽出し、定めている項目をまとめた

項目	制定自治体数	項目	制定自治体数
1 前文	10	10 施策の実施状況の公表	1
2 目的	15	11 実態調査の実施	7
3 基本原則・理念	6	12 人権救済のための措置	5
4 市の責務・役割	15	13 教育及び啓発活動	9
5 市民の責務・役割	15	14 体制の整備 （推進、相談、支援等）	9
6 事業者等の責務・役割	8	15 財政上の措置	2
7 不当な差別に対する 禁止規定	3	16 審議会・協議会等の 設置	10
8 基本方針・推進計画策定	9	17 委任（規則に定める、 市長が定める等）	14
9 施策の実施状況の 審議会への報告	0		

【審議会・協議会等について】

- 基本方針の策定（変更等）について、意見を聴く、調査・審議、市長への意見を述べる。
- 市が実施する市民への啓発及び広報活動並びに研修活動などの人権施策の推進に関すること。（島根県大田市）
- 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項（東京都狛江市）

※各市条例及び各項目の条文比較は別添参照

自治体名	島根県 大田市	鳥取県 鳥取市	鳥取県 境港市	岡山県 笠岡市	広島県 福山市	広島県 安芸高田市	長野県 安曇野市	東京都 国立市	高知県 高知市	宮崎県 延岡市	兵庫県 尼崎市	新潟県 魚沼市	東京都 狛江市	福島県 白河市	香川県 丸亀市	該当数 15
施行日	H26.8.1	H23.4.1	H7.3.31	H14.4.1	R3.9.30	H18.3.27	H17.10.1	H31.4.1	R1.7.1	R1.10.1	R2.3.10	R2.4.1	R2.7.1	R2.10.7	R3.1.1	
条数	11	12	6	7	15	12	8	17	12	11	17	15	18	4	11	
1 前文	○	○		○	○			○	○		○	○	○		○	10
2 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
3 基本原則・理念					○			○	○	○		○			○	6
4 市の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
5 市民の責務・役割	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
6 事業者等の責務・役割					○	○		○	○		○	○	○		○	8
7 不当な差別に対する禁止規定								○					○		○	3
8 基本方針・推進計画策定	○	○		○	○			○	○	○	○	○				9
9 施策の実施状況の審議会への報告																0
10 施策の実施状況の公表											○					1
11 実態調査の実施			○		○	○		○		○	○				○	7
12 人権救済のための措置					○			○				○	○		○	5
13 教育及び啓発活動			○		○		○	○	○	○		○	○		○	9
14 体制の整備（推進、相談、支援等）		○	○			○	○	○	○	○	○	○				9
15 財政上の措置										○			○			2
16 審議会・協議会等の設置	○	○		○	○	○	○	○	○		○		○			10
17 委任（規則に定める、市長が定める等）	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14
18 その他		・ 施行に伴い、鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止を行っている				・ 目的に差別解消三法について記載 ・ インターネット上における悪質な行為の監視を行うことを規定		・ 不当差別に対する禁止規定（性的指向及び性自認を含む） ・ 市長の使命 ・ くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間	・ 条例制定背景に差別解消三法の制定を記載	・ 差別解消三法の理念に基づき、制定することを目的に規定	・ 前文で、ウェブサイトにおける悪質な書き込みのほか、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが近年大きな問題となっていることを記述 ・ 計画に基づく施策の実施状況毎年度とりまとめ、概要の公表を規定	・ 学校、社会福祉施設、公的機関及び地域社会の責務も規定	・ 禁止規定を規定 ・ 団体の責務として規定し、団体を営利・非営利活動をする団体と定義している。		・ 性的指向及び性自認についても規定	

参考自治体条例集

目次

01_大田市人権尊重のまちづくり条例	1
02_鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例	2～3
03_境港市から差別をなくす条例	4
04_笠岡市人権尊重の都市づくり条例	5
05_福山市人権尊重のまちづくり条例	6～7
06_安芸高田市人権尊重のまちづくり条例	8
07_安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例	9
08_東京都国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例	10～12
09_高知市人権尊重のまちづくり条例	13～14
10_延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例	15
11_尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例	16～18
12_魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例	19～20
13_人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例	21～22
14_白河市思いやり条例	23
15_丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例	24

○大田市人権尊重のまちづくり条例

平成26年6月30日条例第23号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、基本的人権の尊重と法の下での平等が定められている。

また、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を世界遺産に登録したユネスコは、あらゆる差別無く、人権及び基本的自由を尊重する営みを通して、平和及び安全に貢献することを目的としている。世界遺産を有する大田市として、このユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、ぬくもりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、平成20年9月12日、人権尊重都市を宣言した。

そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに誇りをもって暮らし、共生の社会となる大田市を築くため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定め、あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることによって、心豊かな共生の社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において、人権尊重の視点に立脚しそれぞれの施策に取り組むとともに、様々な差別撤廃、市民の人権意識高揚のための各種施策を積極的に推進する責務を有する。

(市民の役割と協働)

第3条 市民は、あらゆる場と機会において、互いの人権を尊重し、市と協働して人権尊重のまちづくりを進め、共生の社会を築くよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策の推進に関する基本方針を定めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会)

第5条 市は、人権施策に関する重要事項について調査、審議するため、大田市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 人権施策推進基本方針に関すること。
- (2) 市が実施する市民への啓発及び広報活動並びに研修活動などの人権施策の推進に関すること。
- (3) おおだふれあい会館の運営に関すること。
- (4) その他人権施策に関して必要と認められる事項。

(審議会の委員)

第6条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 人権関係団体等の代表
- (3) 関係行政機関の職員

(審議会委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

○鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例

平成23年3月25日鳥取市条例第3号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められている。

この理念の下に、私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。

しかしながら、社会状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。

このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり（以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。）に関し、市の責務及び市民（市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策（以下「人権施策」という。）の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。

2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとするさまざまな病気に関わる人等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努めるものとする。

4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(市民と市との協働)

第4条 市民及び市は、協働して、差別のない人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針等)

第5条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。

(2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。

(3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。

4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。

(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。

(協議会の委員)

第7条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体に属する者

(3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(協議会への委任)

第11条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例の廃止)

2 鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(以下「廃止条例」という。)第8条の規定に基づく委員は、この条例第7条の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例の規定による任期の残存期間とする。

○境港市から差別をなくす条例

平成 7 年 3 月 3 1 日条例第 6 号

境港市から差別をなくす条例

(目的)

第 1 条 この条例は、差別が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、差別をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、差別のない明るい人権尊重都市境港市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第 4 条 市は、差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて市民の意識調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 市は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○笠岡市人権尊重の都市づくり条例

平成13年12月21日条例第31号

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言、また、すべての基本的人権を保障した日本国憲法の理念に基づき、本市は人権尊重の都市宣言を行った。この宣言の趣旨にのっとり、すべての市民の互いの人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市内に暮らすすべての者（以下「市民」という。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め実施することにより、すべての市民の人権が大切にされ、一人ひとりが生きる喜びを実感できる人権尊重の社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権尊重の都市づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らが人権尊重の都市づくりの担い手であることを認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策基本方針を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3) 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人、患者等の人権に関する問題についての施策に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(人権施策推進委員会の設置)

第5条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議及び推進をするため、笠岡市人権施策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織等)

第6条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

○福山市人権尊重のまちづくり条例

令和3年9月30日条例第36号

本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念を踏まえ、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重及び市民本位の行政を推進してきた。

しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。

全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。

こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく決意を新たにし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定め、差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現することを基本として取り組まなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住、勤務又は在学する者をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針の策定等)

第7条 市は、第4条に規定する市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、基本理念に関する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。）の推進に関する事項

(2) 人権問題に関する相談及び支援の体制の整備に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市は、基本方針に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、地方公共団体その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）との連携を強化し、推進体制の充実に努めなければならない。

4 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(人権教育及び人権啓発)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。

(人権侵害による被害に係る支援)

第9条 市は、人権侵害による被害救済の観点から、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第10条 市は、人権施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(審議会の設置等)

第11条 市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福山市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
- (3) 人権関係団体を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、第1項に規定する調査審議を終了したときまでとする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第12条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の設置等)

第13条 第9条に規定する支援を行うに際し、当該人権侵害に係る事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要と認めるときは、市長の諮問に応じ、当該事案を調査研究させ、並びに市及び関係機関等による支援の在り方並びに人権教育及び人権啓発の在り方を審議させるため、福山市人権侵害調査等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、第1項に規定する調査研究及び審議を終了したときまでとする。

4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福山市同和对策審議会設置条例の廃止)

2 福山市同和对策審議会設置条例(昭和42年条例第26号)は、廃止する。

(基本方針に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に定められている福山市人権施策基本方針は、第7条第1項の規定により策定された基本方針とみなす。

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第112号)の一部を次のように改正する。

○安芸高田市人権尊重のまちづくり条例

平成18年3月27日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）その他差別の解消を目的とした関係法令等に則り、あらゆる人権問題の解決を図るため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える市の基本理念「人 輝く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あらゆる人権問題 安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針第4章に定める人権問題をいう。
- (2) モニタリング インターネット上における悪質な差別的情報の発信及び当該情報を拡散させる行為（以下「差別的情報発信等」という。）を監視することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政の全ての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第5条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、あらゆる人権問題の解決のために、市民の人権意識の高揚、人権教育及び人権啓発に関する事業をはじめ、市政の全ての分野において総合的かつ効果的な施策を推進するものとする。

(調査の実施)

第7条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ実態調査等を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(モニタリング)

第8条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、モニタリングを行うものとする。

2 市は、モニタリングにおいて、市に関係する差別的情報発信等を確認したときは、必要な方法により削除要請を行い、当該差別的情報が削除されるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 市は、国及び県との適切な連携のもと、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。

(推進体制の充実)

第10条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第11条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月13日条例第10号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例

平成17年10月1日条例第117号

安曇野市差別撤廃人権擁護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての市民の人権の擁護を図り、もって差別のない明るく住みよい安曇野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために、行政のすべての分野において必要な施策を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別撤廃と人権の擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さず人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めなければならない。

(調査研究等の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うよう努めなければならない。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別撤廃と人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携し、推進体制の充実に努めなければならない。

(差別撤廃人権擁護審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

○国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

平成30年12月27日条例第37号

国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例

国立市は、「人間を大切に」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと（以下「ソーシャル・インクルージョン」という。）を基本としたまちづくりを推進してきた。

国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。

人権とは、全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。

国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。

しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。

そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること（以下「人権・平和のまちづくり」という。）を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 全ての人、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかげがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。

（不当な差別及び暴力の禁止）

第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力（身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）も行ってはならない。

（市長の使命）

第4条 市長は、第2条に規定する基本原則（以下単に「基本原則」という。）に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体（以下「事業者等」という。）との連携を図るものとする。

（市民の権利）

第6条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地

域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。

2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。

(基本方針)

第9条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念
- (2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。
- (3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。
- (4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。
- (5) 国内外の平和交流に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針の策定及び変更（軽微な変更を除く。）に当たっては、あらかじめ第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等（以下「市民等」という。）の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画)

第10条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。

(実態調査の実施)

第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。

(人権救済のための措置)

第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。

(教育及び啓発活動)

第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間)

第15条 くにたち平和の日は、6月21日とする。

2 くにたち平和推進週間は、6月21日から6月27日までとする。

3 市は、くにたち平和の日及びくにたち平和推進週間において、人権・平和のまちづくりの推進を図るための事業を実施するものとする。

(審議会の設置)

第16条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) 基本方針及び推進計画に関すること。
- (2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第74号を第75号とし、第26号から第73号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

（26） 人権・平和のまちづくり審議会委員

第4条中「第2条第15号から第71号まで」を「第2条第15号から第72号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第72号から第74号まで」を「第2条第73号から第75号まで」に改める。

別表第2中

「

オンブズマン制度審議会委員	”	9, 100円	を
---------------	---	---------	---

」

「

オンブズマン制度審議会委員	”	9, 100円	に
人権・平和のまちづくり審議会委員	”	9, 100円	

」

改める。

○高知市人権尊重のまちづくり条例

平成31年4月1日条例第15号

「自由は土佐の山間より」と言われているように、私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地として知られています。土佐人ならではの枠にとらわれない豊かな想像力と、自由や権利を大切に作る精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくりに大きく貢献しました。

自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかけがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。

私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切に、助け合う、あたたかい社会をつくるために努力を重ねてきました。

しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。

このような状況の下、国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

誰もが自由で、一人一人尊厳ある存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意味を態度や行動に表していかなければなりません。

ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を許さず、これを解消していくという決意の下、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識（以下「人権意識」という。）の高揚及び人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということ認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育及び人権啓発に関する事項

(2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項

(3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第8条 市は、差別を解消するために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調査を行い、指導及び助言を行うことができる。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重のまちづくり審議会の設置)

第10条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市人権尊重のまちづくり審議会を置く。

2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者

(2) 関係団体の役職員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(基本計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている高知市人権教育・啓発推進基本計画(平成17年8月策定)は、第7条第1項の規定により策定されたものとみなす。

延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例

令和元年9月20日条例第15号

延岡市すべての市民の人権が尊重されるまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）等の関係法律の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等へのあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）は決して許されるものではないとの認識の下、あらゆる差別の解消を図るために必要な事項を定めることにより、すべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 あらゆる差別の解消を図るための施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、あらゆる差別を解消することの必要性に関し市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、市民相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、市が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するものとする。

(推進方針の策定等)

第5条 市は、第3条に規定する施策を行うにあたり、延岡市人権教育・啓発推進方針（以下「推進方針」という。）を策定する。

2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発に関すること。
- (2) 人権相談体制に関すること。
- (3) 人権施策の推進体制に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。

3 市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。

4 市は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する市民の意識調査等を行うものとする。

(教育及び啓発の実施)

第7条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第9条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、県等と連携を図るとともに、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うにあたり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

○尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例

令和2年3月10日条例第3号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 人権文化いきづくまちづくりの推進に関する基本的施策等（第6条―第10条）

第3章 尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会（第11条―第16条）

第4章 雑則（第17条）

付則

人権とは、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利です。

国際社会においては、第2次世界大戦の惨禍を二度と繰り返さないよう、差別の撤廃と人権の尊重が恒久平和の礎であるとの理念に基づき、世界人権宣言が1948年の国際連合総会において採択されました。そして、その後国際人権規約をはじめとした人権に関する諸条約が順次国際連合総会において採択されるなど、人権の保障に向けた様々な取組が進められてきました。

我が国においても、こうした人権の保障に関する諸条約の締結国としての責務を果たすため、法令の整備等の人権の保障に向けた取組が行われてきました。近年では、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた差別の解消を推進するための更なる取組が求められています。

本市においては、昭和60年に人権擁護都市宣言が尼崎市議会において決議され、また、平成13年には人権教育や人権啓発を推進するための指針となる尼崎市人権教育・啓発推進基本計画を策定し、人権の尊重に関する施策の推進に取り組んできました。このような中で、これまで多くの人々の努力により、地域に根差した人権問題の解決に向けた取組が行われてきました。

しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等による人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。特に、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別や排除は、私たちの日々の暮らしの中に存在しています。また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪質な書込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。

これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱くこと、これらのものに対し関心を持たないこと、力や立場の優位性を利用して相手を服従させるための行為が容認されていることなどがその要因の一つになっていると考えられます。

このような問題を解決し、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。

ここに、私たちは、こうした思いを共有し、将来にわたり人権文化いきづくまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。

第1章 総則

（この条例の目的）

第1条 この条例は、本市における人権文化いきづくまちづくりに関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権文化いきづくまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、人権文化いきづくまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 人権文化いきづくまちづくり 人権文化（全ての人が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透し、本市に住み、又は本市で働き、集い、学び、若しくは活動する全ての人が、互いに多様性を認め合い、つながりを持ち、及び支え合うことにより、暮らしやすいと実感することができるまちにしていく取組をいう。
- （2） 市民等 市民（本市の区域内に住居若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- （3） 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出

自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別及び排除の解消のための施策その他の人権文化いきづつまちづくりの推進に関する施策（以下「人権施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、人権施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者並びに関係行政機関等と連携して取り組まなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、人権意識の高揚に努めるとともに、他者の人権を尊重しなければならない。

2 市民等は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、その事業活動において、人権文化いきづつまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 人権文化いきづつまちづくりの推進に関する基本的施策等

（施策の策定等）

第6条 市は、人権施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- （1） 人権教育及び人権啓発の推進に関する施策
 - （2） 人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の整備に関する施策
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、人権の尊重に資する施策
- （人権文化いきづつまちづくり計画）

第7条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「人権文化いきづつまちづくり計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、人権文化いきづつまちづくり計画を策定しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、あらかじめ、尼崎市人権文化いきづつまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、人権文化いきづつまちづくり計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 第2項の規定は、人権文化いきづつまちづくり計画の変更（軽微な変更として市長が別に定めるものを除く。）について、前項の規定は人権文化いきづつまちづくり計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第8条 市は、人権文化いきづつまちづくり計画に基づく人権施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年度、人権文化いきづつまちづくり計画に基づく人権施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（調査研究）

第10条 市は、人権侵害の実態の把握その他の人権施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

第3章 尼崎市人権文化いきづつまちづくり審議会

（設置）

第11条 第7条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定によりその権限に属させられた事項その他人権文化いきづつまちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市人権文化いきづつまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第12条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

5 審議会に会長及び副会長を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（令2条例46・一部改正）

（招集等）

第13条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第14条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第12条第7項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。
(意見の聴取等)

第15条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
(委任)

第16条 第12条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条から第9条まで及び第3章の規定は、令和2年4月1日から施行する。
(審議会の招集の特例)
- 2 最初に招集される審議会は、第13条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則 (令和2年12月25日条例第46号)

この条例は、令和3年6月27日から施行する。

○魚沼市いじめ・差別等を防止して人権を守る条例

令和2年3月19日条例第11号

日本国憲法で、全ての国民に、法の下での平等その他の基本的人権の享有を保障しているように、全ての人は、かけがえないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。魚沼市では、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策の展開を推進しています。しかし昨今、心の荒廃、いじめや差別等の問題が家庭、学校、地域社会など、あらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。

いじめや差別等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。

いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた力を結集していじめや差別等を防止するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ・差別等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業及び公的機関の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ・差別等を防止して人権を守り明るく住みよい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ・差別等 言葉、文書（電子媒体を含む。）、暴力等による心理的及び物理的な攻撃、無視等による精神的な苦痛を与えるもの及び偏見や先入観をもとに、特定の人々に対する不利益・不平等な扱い並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に規定する虐待、暴力、差別等をいう。

(2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。

(3) 関係機関 警察署、児童相談所等の相談協力機関をいう。

(基本理念)

第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。

2 いじめ・差別等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会を目指すことを旨として、行われなければならない。

3 いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会がそれぞれの責務及び役割を自覚するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。

3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会におけるいじめ・差別等の防止活動について、必要な支援を行うとともに、活動の促進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 全ての市民は、基本理念にのっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力するよう努めなければならない。

2 全ての市民は、いじめ・差別等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供するものとする。ただし、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。

2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。

3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

(企業及び公的機関の責務)

第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が互いに連携するとともに協力して、いじめ・差別等のない職場づくりに努めなければならない。

2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない。

3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に協力するよう努めなければならない。

(地域社会の役割)

第8条 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、互いに助け合い協力して、いじめ・差別等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めるものとする。

2 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

(計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する計画を策定するものとする。

(いじめ・差別等の相談窓口の設置)

第10条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会からのいじめ・差別等の相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、いじめ・差別等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第12条 市は、いじめ・差別等の防止及び解決に向け、情報の共有と迅速な対応を図るため、国、県、関係機関及び関係団体との連携の強化に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(個人情報に対する取扱い)

第14条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

3 市、学校又は関係機関は、第5条第2項の規定により通告、通報、相談等した市民を保護するため、当該市民に係る個人情報の取扱いに万全を期さなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

令和2年3月31日条例第3号

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

基本的人権は、全ての人生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなでつくっていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。

(2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。

(3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとりとは、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものと感じられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。

(1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項

(2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討

(3) その他人権の尊重について必要な事項

3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。

4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

(1) 学識経験者

(2) 有識者

(3) 公募市民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

○白河市思いやり条例

令和2年10月7日条例第38号

白河市思いやり条例

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病、障がい、性別等を理由とした誹謗中傷又は偏見に基づく差別的な言動（以下「不当な差別等」という。）による社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、不当な差別等の原因となる偏見や誤解をなくすため、正確な情報を収集及び整理するとともに、これを市民に対し速やかに伝達するものとする。

2 市は、不当な差別等を防止するため、正しい知識に基づく広報や教育活動など必要な施策を継続的に行うものとする。

3 市は、不当な差別等を受けた市民に対し、適切な支援及び助言を行うものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、互いに思いやりの心を持って、不当な差別等を行わないよう努めるとともに、これをなくすため市及び関係機関等の施策に協力するものとする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

○丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例

(令和2年12月21日条例第49号)

丸亀市人権擁護条例（平成17年条例第132号）の全部を改正する。

丸亀市においては、部落差別をはじめとする差別をなくし、人権意識の高揚を図り、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とした丸亀市人権擁護条例を制定し、取組を進めてきました。また、国においては、平成28年にいわゆる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消法」を施行し、地方自治体においても、差別のない社会の実現のため、更に取組を進めるよう求められています。

しかし、今もなお、丸亀市においても、様々な差別、暴力、虐待その他の人権侵害が存在しています。こうした人権侵害をなくすためには、私たち一人ひとりが、誰もが相手の人権を侵害する側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、自ら考え、行動することが必要です。

そこで、丸亀市は、全ての市民及び事業者と共に、差別、暴力、虐待その他の人権侵害を許さないという決意のもと、私たち一人ひとりが、互いの多様な個性を認め合い、互いの人権を尊重するために主体的に行動することによって、人権尊重のまちを実現すること（以下「人権尊重のまちづくり」という。）を目指して、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市の責務並びにまちづくりの一員としての市民及び事業者の責務を明らかにし、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重し、互いの多様性を認め合うまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体
- (3) 差別 不当な差別的取扱い又は言動

（基本原則）

第3条 人権尊重のまちづくりは、一人ひとりが多様な個性のある存在であり、人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、年齢、障がい、疾病、性的指向、性自認その他の事由にかかわらず、個人として尊重されることを基本原則とする。

（差別並びに暴力及び虐待の禁止）

第4条 何人も、人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、年齢、障がい、疾病、性的指向、性自認その他の事由を理由とした差別を行ってはならない。

2 何人も、いかなる暴力及び虐待も行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、基本原則に基づき、人権尊重のまちづくりを推進するため、必要な取組を行わなければならない。

2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に当たっては、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本原則に基づき、人権意識を高めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、人権尊重のまちづくりの推進に関する市の取組に協力するものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本原則に基づき、構成員の人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うとともに、事業活動における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、人権尊重のまちづくりの推進に関する市の取組に協力するものとする。

（教育及び啓発の推進）

第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の実情に応じた教育及び啓発に努めるものとする。

（人権救済のための支援）

第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（調査）

第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進のために、必要に応じて調査を行うものとする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

参考自治体条例集 比較一覽

目次

1 前文	1～4
2 目的、3 基本理念、4 不当な差別に対する禁止規定	5～8
5 責務	9～12
6 基本方針・推進計画策定、7 施策実施報告、8 実態調査	13～16
9 救済措置、10 啓発活動、11 体制整備	17～20
12 協議会等の設置、13 委任	21～24

1 前文

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
1	<p>「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、基本的人権の尊重と法の下の平等が定められている。</p> <p>また、「石見銀山遺跡とその文化的景観」を世界遺産に登録したユネスコは、あらゆる差別無く、人権及び基本的自由を尊重する営みを通して、平和及び安全に貢献することを目的としている。世界遺産を有する大田市として、このユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、ぬくもりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、平成20年9月12日、人権尊重都市を宣言した。</p> <p>そこで、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに本市の人権尊重都市宣言の趣旨にのっとり、一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに誇りをもって暮らし、共生の社会となる大田市を築くため、ここにこの条例を制定する。</p>	<p>全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等及び基本的人権の保障が定められている。</p> <p>この理念の下に、私たちは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきた。</p> <p>しかしながら、社会状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実である。</p> <p>このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、この条例を制定する。</p>	<p>(前文の規定なし)</p>	<p>「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言、また、すべての基本的人権を保障した日本国憲法の理念に基づき、本市は人権尊重の都市宣言を行った。この宣言の趣旨にのっとり、すべての市民の互いの人権が尊重される明るく住みよい社会を実現するため条例を制定する。</p>

1 前文

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
1	<p>本市では、日本国憲法や世界人権宣言の理念を踏まえ、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、その実現のため恒久平和の維持、基本的人権の尊重及び市民本位の行政を推進してきた。</p> <p>しかしながら、性別、年齢、障がいや疾病の有無、社会的地位や生まれ、民族、国籍、性的指向及び性自認などを理由にした様々な差別や偏見が今もなお存在している。</p> <p>全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重される社会をつくっていくためには、市民一人一人が、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さない、差別を解消していくという意識を持ち、かつ、行動に移さなければならない。</p> <p>こうした認識の下、差別のない、誰もが真に大切にされる人権尊重のまちづくりを推進していく決意を新たにし、この条例を制定する。</p>	<p>(前文の規定なし)</p>	<p>(前文の規定なし)</p>	<p>国立市は、「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念として掲げ、平成12年6月に「国立市平和都市宣言」を行い、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げるとともに、全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと(以下「ソーシャル・インクルージョン」という。)を基本としたまちづくりを推進してきた。</p> <p>国においては、日本国憲法に掲げる基本的人権の尊重と恒久平和の理念の下、人権や平和に関する法制度の整備等の様々な取組が行われてきた。近年では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律及び部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、地方自治体においても、地域の実情に応じた差別解消を推進するための更なる取組が求められている。</p> <p>人権とは、全ての人生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが自分らしく生きる権利を保障されている。人は誰もが一人一人異なる存在であることから、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、互いの多様性を認め合うことにより、個人の人権を尊重していかなければならない。そのような日常における相互理解と協力の中に、日々の平和な暮らしが生まれる。</p> <p>国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力を始めとする人権侵害を容認しない意識と、他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は、多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ、実現することができる。</p> <p>しかし、今もなお、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした不当な差別や暴力等の人権侵害が存在し、日常の暮らしの脅威となっている。また、一人一人の多様性に対する無理解と無関心に起因して、争いや衝突が生じている。そして、この人権侵害や争い等については、誰もが、無意識的に又は間接的に当事者となる可能性を持つ。</p> <p>そこで、国立市、そして国立市に暮らす私たちは、「人権侵害を許さない」という強い意志とソーシャル・インクルージョンの理念の下、一人一人が当事者として、自ら考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い人権を尊重することによって平和なまちを実現すること(以下「人権・平和のまちづくり」という。)を目指して、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。</p>

1 前文

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
1	<p>「自由は土佐の山間より」と言われているように、私たちが暮らす高知市は、自由民権運動の発祥の地として知られています。土佐人ならではの枠にとらわれない豊かな想像力と、自由や権利を大切にす精神から生まれたこの運動は、近代日本の国づくりに大きく貢献しました。</p> <p>自由民権運動の中核を成す自由と権利を尊重する精神は、すべての人間は誰もが生まれながらにして自由であり、一人一人がかけがえのない人間であるとする「世界人権宣言」や、すべての国民は法の下に平等であるとする「日本国憲法」の理念にも通じています。</p> <p>私たち高知市民は、この自由と権利を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切に、助け合う、あたたかい社会をつくるために努力を重ねてきました。</p> <p>しかしながら、思想・信条や性別、人種、民族、宗教、社会での立場などの違い、生まれた場所、障害や病気の有無などを理由にした様々な差別や偏見は今なお存在していて、差別意識や偏見に基づく言動が多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしています。</p> <p>特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。</p> <p>このような状況の下、国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。</p> <p>誰もが自由で、一人一人尊い存在として大切にされ、平等に扱われる社会をつくっていくためには、私たちは、様々な人権問題について正しく理解した上で、差別を許さないという意思を態度や行動に表していかなければなりません。</p> <p>ここに私たちは、高知市民としての誇りをもって、一人一人の違いや人それぞれの生き方をお互いに認め合い、支え合う共生社会を実現し、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくために、不当な差別や偏見を許さず、これを解消していくという決意の下、この条例を制定します。</p>	<p>(前文の規定なし)</p>	<p>人権とは、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であるとして尊重される権利であり、全ての人が生まれながらにして持っている普遍的な権利です。</p> <p>国際社会においては、第2次世界大戦の惨禍を二度と繰り返さないよう、差別の撤廃と人権の尊重が恒久平和の礎であるとの理念に基づき、世界人権宣言が1948年の国際連合総会において採択されました。そして、その後国際人権規約をはじめとした人権に関する諸条約が順次国際連合総会において採択されるなど、人権の保障に向けた様々な取組が進められてきました。</p> <p>我が国においても、こうした人権の保障に関する諸条約の締結国としての責務を果たすため、法令の整備等の人権の保障に向けた取組が行われてきました。近年では、障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた差別の解消を推進するための更なる取組が求められています。</p> <p>本市においては、昭和60年に人権擁護都市宣言が尼崎市議会において決議され、また、平成13年には人権教育や人権啓発を推進するための指針となる尼崎市人権教育・啓発推進基本計画を策定し、人権の尊重に関する施策の推進に取り組んできました。このような中で、これまで多くの人々の努力により、地域に根差した人権問題の解決に向けた取組が行われてきました。</p> <p>しかし、今もなお、不当な差別や排除、暴力等による人権侵害が生じており、多くの人々が傷ついています。特に、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別や排除は、私たちの日々の暮らしの中に存在しています。また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪質な書き込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。</p> <p>これは、多様性を受け入れられないこと、知らないものや理解できないものに対して否定的な感情を抱くこと、これらのものに対し関心を持たないこと、力や立場の優位性を利用して相手を服従させるための行為が容認されていることなどがその要因の一つになっていると考えられます。</p> <p>このような問題を解決し、一人ひとりがかげがえのない尊い存在であることが認められ、尊重される社会を実現していくためには、子どもも大人も、また、個人や団体にかかわらず、私たちそれぞれが、不当な差別や排除、暴力等を許すことなく、互いの多様性を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権についても理解と関心を深め、これらを行動や態度に表していくことが必要です。私たちは、相互理解を深め、人権の尊重について学び続けなくてはなりません。</p> <p>ここに、私たちは、こうした思いを共有し、将来にわたり人権文化いきづくまちづくりを進めていくため、この条例を制定します。</p>	<p>日本国憲法で、全ての国民に、法の下での平等その他の基本的人権の享有を保障しているように、全ての人は、かけがえのないひとりの人間として互いに尊重されなければなりません。魚沼市では、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策の展開を推進しています。しかし、昨今、心の荒廃、いじめや差別等の問題が家庭、学校、地域社会など、あらゆる生活環境において、憂慮される事態となっています。</p> <p>いじめや差別等は、基本的人権を脅かす行為です。この問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などのそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が不可欠です。</p> <p>いじめや差別等のない明るく住みよい社会を目指し、市民が様々な地域活動の中で築いてきた力を結集していじめや差別等を防止するため、この条例を制定します。</p>

1 前文

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
1	<p>基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。</p> <p>狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。</p> <p>市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します。</p> <p>人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。</p>	<p>(前文の規定なし)</p>	<p>丸亀市においては、部落差別をはじめとする差別をなくし、人権意識の高揚を図り、明るい地域社会の実現に寄与することを目的とした丸亀市人権擁護条例を制定し、取組を進めてきました。また、国においては、平成 28 年にいわゆる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消法」を施行し、地方自治体においても、差別のない社会の実現のため、更に取組を進めるよう求められています。</p> <p>しかし、今もなお、丸亀市においても、様々な差別、暴力、虐待その他の人権侵害が存在しています。こうした人権侵害をなくすためには、私たち一人ひとりが、誰もが相手の人権を侵害する側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、自ら考え、行動することが必要です。</p> <p>そこで、丸亀市は、全ての市民及び事業者と共に、差別、暴力、虐待その他の人権侵害を許さないという決意のもと、私たち一人ひとりが、互いの多様な個性を認め合い、互いの人権を尊重するために主体的に行動することによって、人権尊重のまちを実現すること（以下「人権尊重のまちづくり」という。）を目指して、この条例を制定します。</p>

2 目的、3 基本理念、4 不当な差別に対する禁止規定

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
2	<p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重に関し、市の責務を明らかにするとともに、人権施策の基本となる事項を定め、あらゆる差別や偏見をなくし、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めることによって、心豊かな共生の社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり(以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。)に関し、市の責務及び市民(市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策(以下「人権施策」という。)の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組みを推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、差別が個々の人間の尊厳を侵すものであり、かつ、すべての国民が法の下に平等であって、基本的人権の享有を妨げられないことを定める日本国憲法の理念から社会的にその存在を許されないものであることに鑑み、差別をなくすための市及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることによって、差別のない明るい人権尊重都市境港市の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、人権尊重に関し、市及び市内に暮らすすべての者(以下「市民」という。)の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め実施することにより、すべての市民の人権が大切にされ、一人ひとりが生きる喜びを実感できる人権尊重の社会を実現することを目的とする。</p>
3	(基本理念条項なし)	(基本理念条項なし)	(基本理念条項なし)	(基本理念条項なし)
4	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)

2 目的、3 基本理念、4 不当な差別に対する禁止規定

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
2	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定め、差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)その他差別の解消を目的とした関係法令等に則り、あらゆる人権問題の解決を図るため、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える市の基本理念「人輝く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) あらゆる人権問題 安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針第4章に定める人権問題をいう。</p> <p>(2) モニタリング インターネット上における悪質な差別的情報の発信及び当該情報を拡散させる行為(以下「差別的情報発信等」という。)を監視することをいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法と「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、すべての市民の人権の擁護を図り、もって差別のない明るく住みよい安曇野市の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市長の使命並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、人権及び平和に係る施策の基本的事項を定めることにより、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちを実現することを目的とする。</p>
3	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を持っているかけがえのない個人として尊重されなければならないとの考えの下、差別のない、誰もが真に大切にされる社会を実現することを基本として取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念条項なし)</p>	<p>(基本理念条項なし)</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第2条 全ての人は、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等にかかわらず、一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重されなければならない。</p>
4	<p>(禁止規定なし)</p>	<p>(禁止規定なし)</p>	<p>(禁止規定なし)</p>	<p>(不当な差別及び暴力の禁止)</p> <p>第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別(以下「不当な差別」という。)を行ってはならない。</p> <p>2 何人も、いかなる暴力(身体に対する不法な攻撃及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)も行ってはならない。</p>

2 目的、3 基本理念、4 不当な差別に対する禁止規定

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
2	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権を尊重する意識(以下「人権意識」という。)の高揚及び人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法はもとより、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)等の関係法律の理念に基づき、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等へのあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)は決して許されるものではないとの認識の下、あらゆる差別の解消を図るために必要な事項を定めることにより、すべての市民の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における人権文化いきづくまちづくりに関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権文化いきづくまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、人権文化いきづくまちづくりを推進することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ・差別等の防止に関する基本理念を定め、市、市民、学校、社会福祉施設、企業及び公的機関の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、市の基本となる施策及びその推進体制の整備等に総合的かつ計画的に取り組むことにより、いじめ・差別等を防止して人権を守り明るく住みよい社会を実現することを目的とする。</p>
3	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えの下、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行われなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 あらゆる差別の解消を図るための施策は、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、あらゆる差別を解消することの必要性に関し市民一人ひとりの理解を深めるよう努めることにより行われなければならない。</p>	<p>(基本理念条項なし)</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。</p> <p>2 いじめ・差別等の防止の推進は、基本的人権を侵害する行為を許さない明るく住みよい社会を目指すことを旨として、行われなければならない。</p> <p>3 いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に当たっては、市、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関及び地域社会がそれぞれの責務及び役割を自覚するものとする。</p>
4	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)	(禁止規定なし)

2 目的、3 基本理念、4 不当な差別に対する禁止規定

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
2	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病、障がい、性別等を理由とした誹謗中傷又は偏見に基づく差別的な言動（以下「不当な差別等」という。）による社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関する基本的な原則を定め、市の責務並びにまちづくりの一員としての市民及び事業者の責務を明らかにし、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重し、互いの多様性を認め合うまちを実現することを目的とする。</p>
3	<p>(基本理念条項なし)</p>	<p>(基本理念条項なし)</p>	<p>(基本原則)</p> <p>第3条 人権尊重のまちづくりは、一人ひとりが多様な個性のある存在であり、人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、年齢、障がい、疾病、性的指向、性自認その他の事由にかかわらず、個人として尊重されることを基本原則とする。</p>
4	<p>(人権を侵害する行為の禁止)</p> <p>第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>(禁止規定なし)</p>	<p>(差別並びに暴力及び虐待の禁止)</p> <p>第4条 何人も、人種、国籍、民族、信条、性別、被差別部落出身、年齢、障がい、疾病、性的指向、性自認その他の事由を理由とした差別を行ってはならない。</p> <p>2 何人も、いかなる暴力及び虐待も行ってはならない。</p>

5 責務

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
5	<p>(市の責務)</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において、人権尊重の視点に立脚しそれぞれの施策に取り組むとともに、様々な差別撤廃、市民の人権意識高揚のための各種施策を積極的に推進する責務を有する。</p> <p>(市民の役割と協働)</p> <p>第3条 市民は、あらゆる場と機会において、互いの人権を尊重し、市と協働して人権尊重のまちづくりを進め、共生の社会を築くよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、市政における全ての分野において人権尊重の視点に立ってそれぞれの施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとするさまざまな病気に関わる人等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて、人権問題における分野ごとの実態把握に努めるものとする。</p> <p>4 市は、人権施策を推進するに当たっては、国、県、関係団体等との連携に努めるものとする。</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第3条 市民は、あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるとともに、差別のない人権尊重の社会づくりに関し、市はもとより自らも主体的かつ積極的な役割を果たすよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、市行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護の社会的環境の醸成を促進するよう努めるものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるとともに、市が行う前条の施策に積極的に協力する等人権意識の向上を図るよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第2条 市は、前条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権尊重の都市づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第3条 市民は、自らが人権尊重の都市づくりの担い手であることを認識し、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>

5 責務

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
5	<p>(市の責務) 第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。</p> <p>(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政の全ての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。</p> <p>(市民の責務) 第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。</p> <p>(事業者の責務) 第5条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。</p>	<p>(市の責務) 第2条 市は、前条の目的を達成するために、行政のすべての分野において必要な施策を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務) 第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、差別撤廃と人権の擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。</p> <p>(市民の役割) 第5条 市民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し、自らも人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識して、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる生活の場において、人権意識の高揚に努めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市と協力し、人権尊重のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>

5 責務

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
5	<p>(市長の使命)</p> <p>第4条 市長は、第2条に規定する基本原則(以下単に「基本原則」という。)に基づき、市の施策を決定する際には、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権・平和のまちづくりを推進するものであることを基礎として判断しなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりを推進するため、市政のあらゆる分野において必要な取組を推進するものとする。</p> <p>2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に当たっては、市民、関係行政機関及び市内で事業活動を営む事業者その他の団体(以下「事業者等」という。)との連携を図るものとする。</p> <p>(市民の権利)</p> <p>第6条 全ての市民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野における不当な差別を無くすよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、地域社会の一員として、当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権・平和のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者等の責務)</p> <p>第8条 事業者等は、基本原則に基づき、人権・平和のまちづくりの推進に関する市の施策に協力するとともに、事業活動を行うに当たっては、不当な差別の解消に努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、あらゆる差別の解消を図るための施策を行うとともに、市民の人権意識を高めるよう努めるものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、基本理念に基づき、市民相互に基本的人権を尊重し、自らも人権意識を高めるよう努めるとともに、市が行うあらゆる差別の解消を図るための施策に協力するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、性別、年齢、障害、民族、国籍、疾病等のほか、部落差別を受けてきた地域の出身であることその他の出自に係る事情、経歴等を理由とした不当な差別及び排除の解消のための施策その他の人権文化いきづくまちづくりの推進に関する施策(以下「人権施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 市は、人権施策の策定及び実施に当たっては、市民等及び事業者並びに関係行政機関等と連携して取り組まなければならない。</p> <p>(市民等の責務)</p> <p>第4条 市民等は、人権意識の高揚に努めるとともに、他者の人権を尊重しなければならない。</p> <p>2 市民等は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、その事業活動において、人権文化いきづくまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、人権施策に関する理解と関心を深めるとともに、市が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のとり、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会と連携するとともに協力して、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的に実施しなければならない。</p> <p>2 市は、いじめ・差別等に関する通告、通報、相談等を受けた場合には、必要に応じて関係機関と連携し、問題の解決に当たらなければならない。</p> <p>3 市は、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会におけるいじめ・差別等の防止活動について、必要な支援を行うとともに、活動の促進に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 全ての市民は、基本理念ののっとり、市、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた事業、活動等に積極的に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 全ての市民は、いじめ・差別等を発見した場合又は知った場合は、速やかに市、学校又は関係機関に情報を提供するものとする。ただし、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。</p> <p>(学校及び社会福祉施設の責務)</p> <p>第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。</p> <p>2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。</p> <p>3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。</p> <p>(企業及び公的機関の責務)</p> <p>第7条 企業及び公的機関は、事業活動等を通じて地域社会に貢献すべき社会的使命を有していることを認識し、経営者、管理者、従業員及び職員が互いに連携するとともに協力して、いじめ・差別等のない職場づくりに努めなければならない。</p> <p>2 企業及び公的機関は、職場内でいじめ・差別等を把握した場合には、速やかにいじめ・差別等の解決に向けた対策を講じなければならない。</p> <p>3 企業及び公的機関は、市、学校、社会福祉施設、関係団体及び地域社会が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(地域社会の役割)</p> <p>第8条 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、互いに助け合い協力して、いじめ・差別等の防止に向けた活動への役割を果たすとともに、市、学校又は関係機関への情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 地域社会及びその構成員は、様々な地域活動の中で、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会づくりに寄与するよう努めるものとする。</p>

5 責務

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
5	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民一人一人は、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。</p> <p>(市の責務等)</p> <p>第5条 市は、市民一人一人を個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。</p> <p>2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(団体の責務)</p> <p>第7条 団体は、その活動において、市民一人一人及び所属する個人の権利を守らなければならない。</p> <p>2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第2条 市は、不当な差別等の原因となる偏見や誤解をなくすため、正確な情報を収集及び整理するとともに、これを市民に対し速やかに伝達するものとする。</p> <p>2 市は、不当な差別等を防止するため、正しい知識に基づく広報や教育活動など必要な施策を継続的に行うものとする。</p> <p>3 市は、不当な差別等を受けた市民に対し、適切な支援及び助言を行うものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第3条 市民は、互いに思いやりの心を持って、不当な差別等を行わないよう努めるとともに、これをなくすため市及び関係機関等の施策に協力するものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第5条 市は、基本原則に基づき、人権尊重のまちづくりを推進するため、必要な取組を行わなければならない。</p> <p>2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に当たっては、市民、事業者及び関係機関と連携を図るものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第6条 市民は、基本原則に基づき、人権意識を高めるとともに、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、人権尊重のまちづくりの推進に関する市の取組に協力するものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第7条 事業者は、基本原則に基づき、構成員の人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うとともに、事業活動における差別をなくし、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、人権尊重のまちづくりの推進に関する市の取組に協力するものとする。</p>

6 基本方針・推進計画策定、7 施策実施報告、8 実態調査

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
6	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策の推進に関する基本方針を定めるものとする。</p>	<p>(人権施策基本方針等)</p> <p>第5条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。</p> <p>(2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。</p> <p>(3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。</p> <p>3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。</p> <p>4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>(基本方針の規定なし)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第4条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策基本方針を定めるものとする。</p> <p>2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 人権尊重の基本理念</p> <p>(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。</p> <p>(3) 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在住外国人、患者等の人権に関する問題についての施策に関すること。</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項 (人権施策推進委員会の設置)</p> <p>第5条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議及び推進をするため、笠岡市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。</p>
7	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)
8	(実態調査の規定なし)	(実態調査の規定なし)	<p>(施策の計画的推進)</p> <p>第4条 市は、差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上、人権擁護等の施策を計画的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、前項の施策の策定及び推進に当たっては、必要に応じて市民の意識調査等を行うものとする。</p>	(実態調査の規定なし)

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
6	<p>(基本方針の策定等)</p> <p>第7条 市は、第4条に規定する市の責務を果たすため、人権施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、基本理念に関する事項のほか、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 人権教育(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第2条に規定する人権教育をいう。以下同じ。)及び人権啓発(同条に規定する人権啓発をいう。以下同じ。)の推進に関する事項</p> <p>(2) 人権問題に関する相談及び支援の体制の整備に関する事項</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項</p> <p>3 市は、基本方針に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、地方公共団体その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)との連携を強化し、推進体制の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市長は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、第11条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 市長は、基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。</p> <p>6 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>(基本方針の規定なし)</p>	<p>(基本方針の規定なし)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第9条 市長は、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念</p> <p>(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。</p> <p>(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。</p> <p>(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。</p> <p>(5) 国内外の平和交流に関すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、基本方針の策定及び変更(軽微な変更を除く。)に当たっては、あらかじめ第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等(以下「市民等」という。)の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市長は、基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。</p> <p>(推進計画)</p> <p>第10条 市長は、人権・平和のまちづくりを総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、推進計画の策定及び変更について準用する。</p>
7	<p>(施策実績報告の規定なし)</p>	<p>(施策実績報告の規定なし)</p>	<p>(施策実績報告の規定なし)</p>	<p>(施策実績報告の規定なし)</p>
8	<p>(情報の収集及び調査研究)</p> <p>第10条 市は、人権施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。</p>	<p>(調査の実施)</p> <p>第7条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ実態調査等を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。</p> <p>(モニタリング)</p> <p>第8条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、モニタリングを行うものとする。</p> <p>2 市は、モニタリングにおいて、市に係る差別的情報発信等を確認したときは、必要な方法により削除要請を行い、当該差別的情報が削除されるよう努めるものとする。</p>	<p>(実態調査の規定なし)</p>	<p>(実態調査の実施)</p> <p>第11条 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、必要な実態調査を行い、市の施策に反映させるものとする。</p>

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
6	<p>(施策の推進)</p> <p>第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 人権教育及び人権啓発に関する事項</p> <p>(2) 人権問題に関する情報の収集及び提供に関する事項</p> <p>(3) 人権問題に関する相談及び支援体制の整備に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項</p> <p>3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第10条第1項に規定する高知市人権尊重のまちづくり審議会(同項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。</p> <p>4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。</p> <p>5 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、県その他関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>(推進方針の策定等)</p> <p>第5条 市は、第3条に規定する施策を行うにあたり、延岡市人権教育・啓発推進方針(以下「推進方針」という。)を策定する。</p> <p>2 推進方針に、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 人権教育及び人権啓発に関すること。</p> <p>(2) 人権相談体制に関すること。</p> <p>(3) 人権施策の推進体制に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、あらゆる差別の解消を図り人権が尊重される社会の実現に関すること。</p> <p>3 市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるために必要な取組を行うものとする。</p> <p>4 市は、社会情勢の変化等により必要が生じたときは、推進方針を見直すものとする。</p>	<p>(施策の策定等)</p> <p>第6条 市は、人権施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>(1) 人権教育及び人権啓発の推進に関する施策</p> <p>(2) 人権侵害に関する相談及び支援に係る体制の整備に関する施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、人権の尊重に資する施策</p> <p>(人権文化いきづくまちづくり計画)</p> <p>第7条 市長は、人権施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「人権文化いきづくまちづくり計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、人権文化いきづくまちづくり計画を策定しようとするときは、市民等及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるほか、あらかじめ、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 市長は、人権文化いきづくまちづくり計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、人権文化いきづくまちづくり計画の変更(軽微な変更として市長が別に定めるものを除く。)について、前項の規定は人権文化いきづくまちづくり計画の変更について準用する。</p>	<p>(計画の策定)</p> <p>第9条 市は、基本理念にのっとり、いじめ・差別等のない明るく住みよい社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する計画を策定するものとする。</p>
7	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)	<p>(実施状況の公表)</p> <p>第9条 市長は、毎年度、人権文化いきづくまちづくり計画に基づく人権施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p>	(施策実績報告の規定なし)
8	(実態調査の規定なし)	<p>(調査の実施)</p> <p>第6条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて、人権に関する市民の意識調査等を行うものとする。</p>	<p>(調査研究)</p> <p>第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うよう努めなければならない。</p>	(実態調査の規定なし)

6 基本方針・推進計画策定、7 施策実施報告、8 実態調査

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
6	(基本方針の規定なし)	(基本方針の規定なし)	(基本方針の規定なし)
7	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)	(施策実績報告の規定なし)
8	(実態調査の規定なし)	(実態調査の規定なし)	(調査) 第10条 市は、人権尊重のまちづくりの推進のために、必要に応じて調査を行うものとする。

9 救済措置、10 啓発活動、11 体制整備

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
9	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)
10	(啓発活動の規定なし)	(啓発活動の規定なし)	(人権啓発活動の充実) 第5条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、人権啓発活動の充実に努めるものとする。	(啓発活動の規定なし)
11	(体制整備の規定なし)	(人権施策基本方針等) 第5条 市長は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。 2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 差別のない人権尊重の社会づくりの基本理念に関すること。 (2) 人権意識の高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。 (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。 3 市長は、人権施策の推進を、市の総合計画に位置付けるものとする。 4 市長は、多様で複雑化する人権に関する相談に対応するため、相談窓口その他必要な支援体制の充実に努めるものとする。	(推進体制の充実) 第6条 市は、この条例に基づく諸施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。	(体制整備の規定なし)

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
9	<p>(人権侵害による被害に係る支援)</p> <p>第9条 市は、人権侵害による被害救済の観点から、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の支援を行うものとする。</p> <p>(委員会の設置等)</p> <p>第13条 第9条に規定する支援を行うに際し、当該人権侵害に係る事案の社会的影響の大きさ等を考慮して必要と認めるときは、市長の諮問に応じ、当該事案を調査研究させ、並びに市及び関係機関等による支援の在り方並びに人権教育及び人権啓発の在り方を審議させるため、福山市人権侵害調査等委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は、第1項に規定する調査研究及び審議を終了したときまでとする。</p> <p>4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第14条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの会議は、市長が招集する。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)	<p>(人権救済のための措置)</p> <p>第12条 市は、地域の実情に応じて、国等の関係行政機関及び市民等と連携し、不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定による措置に関し、必要な事項については、第16条に規定する国立市人権・平和のまちづくり審議会において調査及び審議を行う。</p>
10	<p>(人権教育及び人権啓発)</p> <p>第8条 市は、人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を推進するものとする。</p>	(啓発活動の規定なし)	<p>(教育及び啓発活動の充実)</p> <p>第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さず人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めなければならない。</p>	<p>(教育及び啓発活動)</p> <p>第13条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。</p>
11	(体制整備の規定なし)	<p>(相談体制の充実)</p> <p>第9条 市は、国及び県との適切な連携のもと、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための相談体制の充実を図るものとする。</p> <p>(推進体制の充実)</p> <p>第10条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。</p>	<p>(推進体制の充実)</p> <p>第6条 市は、差別撤廃と人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携し、推進体制の充実に努めなければならない。</p>	<p>(推進体制の充実)</p> <p>第14条 市は、市民等との連携を一層強化し、人権・平和のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための体制の充実に努めるものとする。</p>

9 救済措置、10 啓発活動、11 体制整備

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
9	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)	(救済措置の規定なし)	(いじめ・差別等の相談窓口の設置) 第10条 市は、市民、学校、社会福祉施設、企業、公的機関、関係団体及び地域社会からのいじめ・差別等の相談に応じるため、相談窓口を設置するものとする。
10	(教育及び啓発活動の実施) 第8条 市は、差別を解消するために必要な教育及び啓発活動を行うものとする。 2 市長は、差別を解消するために必要に応じて調査を行い、指導及び助言を行うことができる。	(教育及び啓発の実施) 第7条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。	(啓発活動の規定なし)	(啓発活動) 第11条 市は、いじめ・差別等の防止に関する意識の高揚と普及啓発を図るため、あらゆる機会を捉えて啓発活動に努めるものとする。
11	(相談及び支援体制の充実) 第9条 市は、あらゆる人権問題、差別等に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。	(相談体制の充実) 第8条 市は、推進方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に誠実に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。 (推進体制の充実) 第9条 市は、推進方針に基づく施策を効果的に行うために、国、県等と連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。	(推進体制の整備) 第8条 市は、人権文化いきづつまちづくり計画に基づく人権施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。	(推進体制の整備) 第13条 市は、いじめ・差別等の防止に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

9 救済措置、10 啓発活動、11 体制整備

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
9	<p>(相談及び救済)</p> <p>第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(救済措置の規定なし)</p>	<p>(人権救済のための支援)</p> <p>第9条 市は、差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、国その他関係機関、市民及び事業者と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。</p>
10	<p>(啓発等)</p> <p>第10条 市は、市民が人権を身近なものと捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。</p> <p>2 市は、第1条の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。</p> <p>(子どもへの教育及び啓発)</p> <p>第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。</p>	<p>(啓発活動の規定なし)</p>	<p>(教育及び啓発の推進)</p> <p>第8条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、人権に関する知識や理解を深めるために必要な取組を行うものとする。</p> <p>2 市は、人権尊重のまちづくりの推進に関して、地域の実情に応じた教育及び啓発に努めるものとする。</p>
11	<p>(体制整備の規定なし)</p>	<p>(体制整備の規定なし)</p>	<p>(体制整備の規定なし)</p>

12 協議会等の設置、13 委任

	島根県大田市	鳥取県鳥取市	鳥取県境港市	岡山県笠岡市
12	<p>(人権尊重のまちづくり審議会)</p> <p>第5条 市は、人権施策に関する重要事項について調査、審議するため、大田市人権尊重のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 人権施策推進基本方針に関すること。</p> <p>(2) 市が実施する市民への啓発及び広報活動並びに研修活動などの人権施策の推進に関すること。</p> <p>(3) おおだふれあい会館の運営に関すること。</p> <p>(4) その他人権施策に関して必要と認められる事項。</p> <p>(審議会の委員)</p> <p>第6条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 識見を有する者</p> <p>(2) 人権関係団体等の代表</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(審議会委員の任期)</p> <p>第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(審議会の会長及び副会長)</p> <p>第8条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(審議会の会議)</p> <p>第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(審議会への委任)</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。</p>	<p>(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会)</p> <p>第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、差別のない人権尊重の社会づくりを推進するための事項について調査及び審議するため、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 協議会は、差別のない人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、市長に意見を述べるができる。</p> <p>4 協議会は、必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聴くことができる。</p> <p>(協議会の委員)</p> <p>第7条 協議会は、委員20人以内で組織するものとし、市長が次に掲げる者のうちから委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験のある者</p> <p>(2) 民間団体に属する者</p> <p>(3) 公募による者</p> <p>2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(協議会の会長及び副会長)</p> <p>第8条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(協議会の会議)</p> <p>第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(協議会の庶務)</p> <p>第10条 協議会の庶務は、総務部において処理する。</p> <p>(協議会への委任)</p> <p>第11条 第7条から前条までの規定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p>	<p>(協議会等の設置の規定なし)</p>	<p>(人権施策推進委員会の設置)</p> <p>第5条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議及び推進をするため、笠岡市人権施策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 委員会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べるができる。</p> <p>(委員会の組織等)</p> <p>第6条 委員会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
13	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任の規定なし)</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

12 協議会等の設置、13 委任

	広島県福山市	広島県安芸高田市	長野県安曇野市	東京都国立市
12	<p>(審議会の設置等)</p> <p>第 11 条 市長の諮問に応じ、基本方針に関する事項及びその他の人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、福山市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会の委員(以下この条及び次条において「委員」という。)の定数は 10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 弁護士その他人権施策に関し専門的な知識を有する者</p> <p>(3) 人権関係団体を代表する者</p> <p>(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>3 委員の任期は、第 1 項に規定する調査審議を終了したときまでとする。</p> <p>4 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。</p> <p>5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。</p> <p>6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(審議会の会議)</p> <p>第 12 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。</p> <p>2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>(審議会)</p> <p>第 11 条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。</p>	<p>(差別撤廃人権擁護審議会)</p> <p>第 7 条 市長の諮問に応じ、差別撤廃と人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、安曇野市差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(審議会の設置)</p> <p>第 16 条 人権・平和のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国立市人権・平和のまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、その結果を市長に答申する。</p> <p>(1) 基本方針及び推進計画に関すること。</p> <p>(2) 不当な差別の解消を始めとする人権救済のために必要な措置に関すること。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりの推進に関し市長が必要と認める事項</p> <p>3 委員会は、市長が委嘱する 10 人以内の委員をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
13	<p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 12 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

12 協議会等の設置、13 委任

	高知県高知市	宮崎県延岡市	兵庫県尼崎市	新潟県魚沼市
12	<p>(人権尊重のまちづくり審議会の設置)</p> <p>第10条 本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、高知市人権尊重のまちづくり審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(組織等)</p> <p>第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 人権施策に関し、専門的な知識を有する者</p> <p>(2) 関係団体の役職員</p> <p>(3) 関係行政機関の職員</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(協議会等の設置の規定なし)</p>	<p>(設置)</p> <p>第11条 第7条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定によりその権限に属させられた事項その他人権文化いきづくまちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市人権文化いきづくまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織等)</p> <p>第12条 審議会は、委員12人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>4 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</p> <p>5 審議会に会長及び副会長を置く。</p> <p>6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</p> <p>7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(招集等)</p> <p>第13条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</p> <p>(部会)</p> <p>第14条 審議会は、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長が指名する委員で組織する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 第12条第7項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは、「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p>第15条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 第12条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>	<p>(協議会等の設置の規定なし)</p>
13	<p>(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

12 協議会等の設置、13 委任

	東京都狛江市	福島県白河市	香川県丸亀市
12	<p>(狛江市人権尊重推進会議の設置)</p> <p>第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。</p> <p>(1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項</p> <p>(2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討</p> <p>(3) その他人権の尊重について必要な事項</p> <p>3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。</p> <p>4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(組織等)</p> <p>第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 有識者</p> <p>(3) 公募市民</p> <p>2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第16条 推進会議は、会長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。</p>	<p>(協議会等の設置の規定なし)</p>	<p>(協議会等の設置の規定なし)</p>
13	<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

(追加資料)

浜田市で個別に定めている
権利擁護例規

<目次>

01-1	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができる まちづくり条例	1～4
01-2	浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができる まちづくり条例施行規則	5
02	浜田市いじめ防止対策推進条例	6～9
03	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	10～11

目次

前文

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 不当な差別的取扱いの禁止（第8条・第9条）

第3章 合理的配慮の推進の取組（第10条・第11条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第12条―第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができるまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。
- (4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者(通勤又は通学をする者を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 不当な差別的取扱いの禁止

(不当な差別的取扱いの禁止)

第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(相互理解の推進)

第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。

2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。

第3章 合理的配慮の推進の取組

(合理的配慮の推進の取組)

第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。

(1) 不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を供用する場合

(2) 意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合

(3) 労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合

(4) 教育を行う場合

(5) 保育を行う場合

(6) 療育を行う場合

(7) その他社会的障壁となって、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合

2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。

3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。

(合理的配慮等の評価)

第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わ

なければならない。

- 2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。

第4章 差別等事案を解決するための仕組み

(相談)

第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。

- 2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 事実の確認及び調査
 - (2) 必要な助言及び情報提供
 - (3) 関係者間の調整
- (あっせんの申立て)

第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

- 2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 市長は、前条の規定による申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

(あっせん)

第15条 市長は、第13条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

- 2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

- 3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があっせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あっせんを行うものとする。

(勧告)

第16条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第17条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第18条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円

滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事項）

第19条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 第15条第1項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあっせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。
- （2） 第11条第2項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。
- （3） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項及び第3項に規定する事務に関すること。

（委員会の委員）

第20条 委員会の委員は、10人以内とする。

- 2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例（平成30年浜田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立て)

第2条 条例第13条第1項の規定によるあっせんの申立てをしようとする者は、あっせん申立書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申立てがあった場合は、その処理の経過及び結果を当該申立てをした者に通知するものとする。

(勧告)

第3条 条例第16条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、浜田市公告式条例（平成17年浜田市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(2) 公表の理由及び勧告の内容

(3) その他市長が必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第5条 浜田市行政手続条例（平成17年浜田市条例第19号）第3章第3節の規定は、市長が条例第17条第2項の規定による意見陳述の機会の付与を行う場合について準用する。

この場合において、同節中「弁明」とあるのは「意見陳述」と、「市長等」とあるのは「市長」と、「弁明書」とあるのは「意見書」と、「不利益処分」とあるのは「公表」と、「条例等」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第8条）
- 第3章 いじめ問題対策連絡協議会（第9条—第11条）
- 第4章 いじめ防止対策推進委員会（第12条—第14条）
- 第5章 いじめ問題調査委員会（第15条—第17条）
- 第6章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにするとともに、市のいじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- （2）いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- （3）学校 浜田市立小中学校条例（平成17年浜田市条例第90号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- （4）児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- （5）保護者 法第2条第4項に規定する保護者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、いじめの問題の解決に当たり、いじめを受けた児童等の心情及びいじめを行った児童等がいじめを行うこととなった背景を踏まえ、迅速かつ的確に行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育委員会の責務）

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及びその保護する児童等が在籍する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

第2章 いじめ防止基本方針

(いじめ防止基本方針)

第8条 市は、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめの防止等のための具体的な対策に関する事項

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）への対処に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関し必要な事項

第3章 いじめ問題対策連絡協議会

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 法第14条第1項の規定に基づき、浜田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(連絡協議会の所掌事項)

第10条 連絡協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関すること。

(2) 基本方針に定める内容の点検及び見直しに関すること。

(連絡協議会の委員等)

第11条 連絡協議会の委員は、20人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の職員

(4) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 いじめ防止対策推進委員会

(いじめ防止対策推進委員会の設置)

第12条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、浜田市いじめ防止対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(推進委員会の所掌事項)

第13条 推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進に

関する事項について調査審議する。

2 推進委員会は、学校において重大事態が発生した場合には、法第28条第1項に規定する組織として、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 推進委員会は、第1項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(推進委員会の委員等)

第14条 推進委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第5章 いじめ問題調査委員会

(いじめ問題調査委員会の設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、浜田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(調査委員会の所掌事項)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、法第30条第2項の規定による調査（以下「再調査」という。）を行う。

(調査委員会の委員等)

第17条 調査委員会の委員は、6人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見者

(2) 関係行政機関の職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る再調査が終了する日までとし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(その他)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田

市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(目的)

第1条 この条例は、認知症の人にやさしいまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関の責務又は役割を明らかにするとともに、認知症に関する施策と取組の基本となる事項を定めることにより、誰もが希望と尊厳をもって安心して暮らし続けることができるまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者(通勤又は通学をする者を含む。)をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (4) 関係機関 認知症の人の支援に携わる医療、介護、福祉、保健、教育、法律、生活関連等の機関をいう。
- (5) 認知症サポーター 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする者をいう。
- (6) 生活習慣病 食生活、運動、喫煙、ストレス等の生活習慣が深く関与し、脳血管疾患、心疾患等の発症の原因となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の疾患の総称をいう。

(基本理念)

第3条 認知症の人にやさしいまちづくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えること。
- (2) 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、希望と尊厳をもって、安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指すこと。
- (3) 認知症に関する正しい知識と理解に基づき、積極的に認知症予防に取り組むこと。
- (4) 市、市民、事業者及び関係機関がそれぞれの責務又は役割を認識し、相互に連携すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、認知症の人とその家族の生活や介護における課題を調査分析し、認知症の人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるまちづくりのための施策を、総合的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要な組織体制の整備を図るとともに、常にその実施状況と効果を検証し、内容を見直すものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、認知症に関する正しい知識を得てその理解を深め、介護予防、見守りなど市民相互の支え合いの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、認知症の人が様々な領域で社会参画できるよう配慮するものとする。

3 市民は、日常生活において、自ら認知症の予防に努めるとともに、認知症になった場合においても、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、市、事業者及び関係機関が実施する認知症に関する取組に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、認知症に関する知識や対応力を深めるため、従業員に必要な教育を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、市、市民及び関係機関が実施する認知症に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、認知症の人が安心して暮らすことができるように、早期から認知症の人の変化に気づき、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(人材の育成と正しい知識の普及)

第8条 市は、関係機関と連携し、認知症に関する専門知識を有する人材の育成と確保に努めるものとする。

2 市は、認知症に関する正しい知識を普及するため、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、研修会の開催、広報媒体の活用など必要な施策を実施するものとする。

(認知症予防施策)

第9条 市は、認知症予防のための施策を積極的に実施するものとする。

2 市は、生活習慣病の予防が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、必要に応じて、生活習慣病の予防に関する指導と助言を行うものとする。

3 市は、認知症予防に関する取組を実施する地域組織に対し、必要な支援を行うものとする。

(認知症の人とその家族への支援施策)

第10条 市は、認知症の人とその家族が相談や交流を行うための環境整備を図るとともに、地域における互助、共助の活動に対し支援するものとする。

2 市は、認知症の進行に応じた適切な支援を早期に実施するため、関係機関と情報の共有を図り、連携体制を整備するものとする。

3 市は、行方不明となるおそれのある認知症の人を見守るとともに、行方不明となった場合においてはその者を早期に発見保護するため、市民、事業者、関係機関などとの連携体制の充実に努めるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人権条例に向けた 取組について

条例制定の状況

1 人権条例制定の状況

平成10年から20年代

女性

(平成11年) 男女共同参画社会基本法

子ども

(平成6年) 児童の権利に関する条約批准

障がい者

(平成20年) 障害者の権利に関する条約発効

1 人権条例制定の状況

平成28年以降

1

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)

2

部落差別の解消の推進に関する法律
(部落差別解消法)

3

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた
取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

東京都 国立市

（不当な差別及び暴力の禁止）

第3条 何人も、人種、皮膚の色、民族、国籍、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがい、疾病、職業、年齢、被差別部落出身その他経歴等を理由とした差別（以下「不当な差別」という。）を行ってはならない。

- 延岡市（第3条）、丸亀市（第4条）にも性的指向、性自認の規定あり

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

高知県 高知市

（前文）

特に、最近では、インターネット上での悪質な書き込み、真実ではない情報の流布による人権侵害や、外国人に対するヘイトスピーチなど、新しい課題が生じています。

このような状況の下、国は、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を施行、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」を相次いで公布・施行しました。

➤ 延岡市（第1条）も3つの法律についての記載あり

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

兵庫県 尼崎市

（前文）

また、近年、不当な差別を助長し、誘発することにつながるウェブサイトにおける悪質な書込み、様々なハラスメント、子どもへの虐待や体罰、いじめなどが大きな問題となっています。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年度、人権文化いきづくまちづくり計画に基づく人権施策の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

新潟県 魚沼市

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ・差別等 . . .

※いじめ、虐待、ハラスメント、ヘイトスピーチ等が含まれることを規定

（基本理念）

第3条 全ての市民は、何人に対しても、いじめ・差別等をしてはならない。

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

新潟県 魚沼市

(学校及び社会福祉施設の責務)

第6条 学校及び社会福祉施設は、いじめ・差別等の防止に向け、日常の取組、個別の対応等により、互いの権利の尊重に努めなければならない。

- 2 学校及び社会福祉施設において、いじめ・差別等を把握した場合は、その解決に向け速やかに対策を講じるとともに、学校及び社会福祉施設だけで対応できない事案にあつては、市及び関係機関、関係団体と互いに連携し、事案の早期解決に向けた措置を講じなければならない。この場合において、法律に定めのある虐待、暴力、差別等にあつては、関係法令に基づき通告し、又は通報しなければならない。
- 3 学校及び社会福祉施設は、市、関係団体、地域社会等が実施するいじめ・差別等の防止に向けた活動に積極的に協力しなければならない。

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

東京都 狛江市

（人権を侵害する行為の禁止）

第3条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

2 包括的な人権条例で定めている主な項目（他市の事例）

福島県 白河市

（目的）

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病、障がい、性別等を理由とした誹謗中傷又は偏見に基づく差別的な言動（以下「不当な差別等」という。）による社会的な孤立をなくし、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、互いに支え合う住みよい地域社会を実現することを目的とする。